

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

AWS カスタマーアグリーメント

****各 AWS 契約当事者に関する追加情報については、[AWS 契約当事者 FAQ](#)をご覧ください。**

***第 12 条に規定されるとおり、2025 年 8 月 1 日付で、インドネシアのお客様の契約先は、インドネシアに拠点を置く AWS 契約当事者となることにご留意ください。詳細については [AWS Indonesia FAQ](#) をご覧ください。**

AWS カスタマーアグリーメント

2025 年 9 月 9 日

変更事項を表示する

この AWS カスタマーアグリーメント(「本契約」)は、本契約を締結する個人または当該個人が代理する団体(「サービス利用者」)による本サービス(以下に定義する)へのアクセスおよび利用の条件を定めたものであり、以下第 12 条に規定された、該当する AWS 契約当事者(「AWS」)とサービス利用者の間の契約を構成する。本契約は、サービス利用者が「同意する」のボタンをクリックするか、本条件とともに提示されるチェック欄にチェックマークを入れたとき、またはそれ以前に、サービス利用者が本サービスを利用したときに発効する(「契約発効日」)。サービス利用者は、適法に契約を締結できるものであること(たとえば、未成年者でないこと)を AWS に対して表明する。サービス利用者がその勤務先である会社などの団体を代理して本契約を締結する場合には、サービス利用者は、かかる団体を拘束する法的権限を有するものであることを AWS に対して表明する。本契約で使用される一定の用語の定義は、第 12 条に定めるとおりとする。

1. AWS の責任

1.1 全般 サービス利用者は本契約に従い本サービスにアクセスし利用することができる。一定の本サービスには、サービスレベルアグリーメントおよびサービス条件が適用される。

1.2 第三者コンテンツ サービス利用者はその選択により第三者コンテンツを使用することができる。第三者コンテンツには、本契約および、該当するものがあれば当該第三者コンテンツに伴う別個の条件(別途の料金等を含む場合がある)が適用される。

1.3 AWS セキュリティ 第 8 条、または第 2.2 項に基づくサービス利用者の義務を制限することなく、AWS は、サービス利用者コンテンツを、事故による、または違法な、紛失、アクセスまたは開示から保護するためにサービス利用者を支援するよう設計された合理的で適切な対策を実施する。

1.4 データプライバシー サービス利用者は、サービス利用者コンテンツが保存される AWS リージョンを指定することができる。サービス利用者は、自らが選択する AWS リージョンにおけるサービス利用者コンテンツの保存および当該 AWS リージョンへのサービス利用者コンテンツの転送に同意する。AWS は本サービスを維持もしくは提供するのに必要な場合、または法律もしくは政府機関の拘束力ある命令を遵守するのに必要な場合を除き、サービス利用者コンテンツにアクセスもしくは利用しない。AWS は、法律または政府機関の拘束力ある命令を遵守するのに必要な場合を除き、(a)いかなる政府または第三者に対しても、サービス利用者コンテンツを開示せず、(b)サービス利用者が選択した AWS リージョンからサービス利用者コンテンツを移動しない。法律または政府機関の拘束力ある命令に違反することにならない限り、AWS は、本第 1.4 項で言及した法的要件または拘束力ある命令につ

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

いてサービス利用者に通知する。AWS は、プライバシー通知に従ってのみサービス利用者のアカウント情報を利用するものであり、サービス利用者は、かかる利用に同意する。プライバシー通知は、サービス利用者コンテンツには適用されない。

1.5 本サービスの変更通知 AWS は、本サービスのいずれについても、随時、変更または終了することができるものとする。AWS は、AWS がお客様に対して一般的に提供し、サービス利用者が利用している本サービスの重要な機能を終了する場合、遅くとも 12 ヶ月前までにサービス利用者に通知する。AWS は、(a)緊急事態、または本サービスもしくは AWS への危害のリスクに対処するため、(b)第三者の知的財産権に関する請求、訴訟、またはライセンス権の喪失に対応するため、または(c)法律を遵守するために終了が必要な場合には、本第 1.5 項に基づき当該通知を行う義務を負わないが、上記のいずれかが発生した場合、AWS は、状況に応じて合理的に実行可能な範囲で事前にサービス利用者に通知する。

1.6 サービスレベルアグリーメントの変更通知 AWS は、サービスレベルアグリーメントを変更、終了または追加することができるものとする。ただし、サービスレベルアグリーメントのいずれかに不利な変更を行う場合は、AWS は、遅くとも 90 日前までに通知するものとする。

2. サービス利用者の責任

2.1 サービス利用者アカウント サービス利用者は、本契約の条項、ならびに本サービスの利用に適用されるすべての法律、規則および規制を遵守するものとする。サービス利用者が本サービスにアクセスするには、有効な電子メールアドレスおよび支払方法に関連付けられた AWS アカウントを有していなければならない。サービス条件で明示的に認められた場合を除き、サービス利用者は、一つの電子メールアドレスにつき一つの AWS アカウントのみ作成するものとする。AWS による本契約の違反により生じた場合を除き、(a)サービス利用者は、自らのアカウントに基づき生じるあらゆる行為につき、かかる行為がサービス利用者の承認によるものか、またはサービス利用者、サービス利用者の従業員、もしくは第三者(サービス利用者の業務委託先、代理人またはエンドユーザーを含む)のいずれかが行ったかを問わず責任を負うものとし、(b)AWS および AWS の関連会社は、サービス利用者のアカウントへの不正アクセスにつき、責任を負わないものとする。

2.2 サービス利用者コンテンツ サービス利用者は、サービス利用者コンテンツについて責任を負うものとする。サービス利用者は、サービス利用者コンテンツ、ならびにサービス利用者およびエンドユーザーによるサービス利用者コンテンツまた本サービスの利用がいかなるアマゾン規約または適用される法律にも違反していないことを保証する。

2.3 サービス利用者のセキュリティおよびバックアップ サービス利用者は、本サービスを適正に設定および利用し、その他サービス利用者のアカウントおよびサービス利用者コンテンツのセキュリティを確保し、保護し、バックアップするため、サービス利用者コンテンツを不正アクセスから保護するため暗号化技術を使用すること、および定期的にサービス利用者コンテンツを保存することを含めて、適切なセキュリティおよび保護を備える方法による適切な手段をとることにつき責任を負う。

2.4 ログイン用の本人認証情報およびアカウントキー AWS へのログイン用の本人認証情報および本サービスによって生成されたプライベートキーは、サービス利用者の社内使用に限定されるものとし、サービス利用者は、これらをいかなる他の団体または個人にも売却、譲渡または再使用許諾しないものとする。ただし、サービス利用者は、自身の代理で業務を履行する代理人および業務委託先に対して、自らのプライベートキーを開示することができる。

2.5 エンドユーザー 本契約、サービス利用者コンテンツまたは本サービスの利用に関連して、サービス利用者がいずれかの個人または団体に許可、支援、またはその便宜を与えた行為は、サービス利用

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

者自身の行為と見なされる。サービス利用者は、エンドユーザーによるサービス利用者コンテンツおよび本サービスの利用、ならびにエンドユーザーが本契約に基づくサービス利用者の義務を遵守することにつき責任を負う。サービス利用者が、エンドユーザーにより引き起こされた本契約に基づくサービス利用者の義務への違反に気付いた場合には、サービス利用者コンテンツおよび本サービスへの当該エンドユーザーによるアクセスを直ちに停止するものとする。AWS は、サービス利用者またはエンドユーザーとの間に、AWS にサポートまたはサービスを提供することを義務付ける別途の合意がある場合を除き、エンドユーザーに対していかなるサポートまたはサービスも提供しない。

3. 料金および支払い

3.1 サービス料金 AWS は料金等を毎月計算し、請求する。AWS は、サービス利用者のアカウントが不正なものであるか、または支払い不履行のおそれがあるとの合理的な疑いをもった場合には、発生した料金について、より高い頻度で請求することができる。サービス利用者は、本サービスの利用に適用される AWS サイト所定の料金等を、AWS が対応するいずれかの支払方法により AWS に対して支払う。サービス利用者の既定の支払方法への請求に問題がある場合、AWS はサービス利用者のアカウントに関連付けられた他の有効な支払方法に請求する場合がある。本契約に基づきサービス利用者が支払うべきすべての金額は、相殺または反対請求、ならびにいかなる控除または源泉徴収もされずに AWS に支払われるものとする。新しい本サービスまたは本サービスの新しい機能に関する料金等は、AWS が通知により別途明示的に記載しない限り、AWS サイトに改訂後の料金等が掲載されたときに発効する。AWS は、少なくとも 30 日前までにサービス利用者に通知することにより、サービス利用者が利用している既存の本サービスの料金等を値上げ、または新たに追加することができる。AWS は、すべての支払い遅延に対し、月利 1.5% (または、法により認められる最も高い利率がこれより低い場合はその利率) の利息を請求することを選択することができる。AWS が第 4.1 項に基づきサービス利用者のアカウントを停止した場合、または第 5.2 項(b)(ii)に基づきサービス利用者によるサービス提供の利用を終了した場合、AWS は、サービス利用者のアカウントが復活しない限り、停止後の料金等をサービス利用者に請求しないことを選択する場合がある。

3.2 税金

(a) 各当事者は、適用される法律に基づき必要に応じて、本契約に基づく取引および支払いに関して当該当事者に課せられるあらゆる税金およびその他政府による手数料および課徴金(および罰金、利息、およびその他の追加料金)を特定し支払う責任を負う。適用法に別段の定めがない限り、サービス利用者が支払うべきすべての手数料には間接税が含まれていない。AWS はサービス利用者から徴収する法律上の義務または権限がある、適用される間接税をサービス利用者に課す場合があり、サービス利用者はこれを支払う。サービス利用者は、AWS がサービス利用者から間接税を徴収する義務を負うかどうかを判断するために合理的に必要な情報を AWS に提供する。AWS が間接税の免除を請求できる、適切に作成された免税証明書または直接納付認可証明書をサービス利用者が AWS に提供する場合、AWS は当該間接税を徴収せず、サービス利用者は支払わないものとする。本契約に基づくサービス利用者の AWS に対する支払いはすべて、法律により義務付けられるいかなる控除または源泉徴収もない状態で行われる。国境をまたぐ源泉徴収税を含む、かかる控除または源泉徴収が支払いに必要な場合でも、AWS が受領する正味金額が本契約に基づいて支払われるべき金額と同額になるよう、サービス利用者は必要な追加金額を支払う。本契約に基づき行われた支払いについて、税の控除または源泉徴収額の減額または免除を受ける目的で合理的に要求された場合、AWS はかかる納税申告書を提供する。

(b) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services India Private Limited (AWS India) (旧称: Amazon Internet Services Private Limited)である場合、両当事者は、本第 3.2 項(b)の規定が適用されることに合意する。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

サービス利用者は、AWS India がサイトにおいて、本サービス内容に適用される料金および手数料を米ドル(または AWS India が適切と考えるその他の通貨)で表示することができることを承知する。ただし、AWS India は、請求書発行日に AWS が決定する換算率に従って計算・換算された INR でサービス利用者に請求する(「INR 換算料金」)。サービス利用者は、各請求書に記載された INR 換算料金のみを支払う義務を負う。

AWS は、適用される間接税法に従い、AWS の登記上の所在地から本サービスを受けるサービス利用者の事業所(該当する場合、税務当局に登録されているもの)に宛てて、サービス利用者に請求書を発行する。

本契約に基づき支払うべきすべての料金および手数料には、適用法に基づき AWS India が法的に請求する義務のある、該当する国、州または地方の間接税(「諸税」)は含まれない。本条項の目的上、地方間接税には、物品サービス税(「GST」)が含まれ、GST には中央物品サービス税(「CGST」)、州の物品サービス税(「SGST」)、連邦直轄地物品サービス税(「UGST」)、統合物品サービス税(「IGST」)のうち該当するものが含まれる。AWS India が請求する諸税は、適用法に従い、請求書に記載される。AWS India は、請求書に個別に記載された該当する諸税を請求することができ、サービス利用者はこれを支払うものとする。GST の法定要件に従い、サービス利用者は、AWS India が該当する法的要件に従い正しい GST 請求書を発行するために、正しい GST 登録住所、正式名称、GSTIN(「GST 情報」)など必要なすべての情報を提供するものとする。GST 請求書に誤りがあった場合、サービス利用者は、AWS India が GST タックスインボイスを修正できるよう、適時に AWS に通知するものとする。AWS India は、サービス利用者から提供された GST 情報に基づいて本サービスが提供される場所を決定し、それに応じて GST (CGST および SGST/UTGST または IGST)をインボイスで請求するものとする。AWS に支払うべき料金および手数料に適用される源泉徴収税は、AWS の勘定として行われる。サービス利用者は、AWS の請求書に記載された料金および手数料を、源泉徴収税を適用することなく全額(グロス)支払うものとする。サービス利用者が、かかる料金および手数料にかかる源泉税を該当する国庫に個別に預託し、その預託を証明する源泉徴収票を AWS に発行した場合、AWS は、源泉徴収票を原本のままで受領後、預託されたことが証明された税額に相当する金額をサービス利用者に払い戻す。

4. 停止

4.1 全般 AWS は、AWS が以下のいずれかに該当する事由が生じたと合理的に判断した場合には、サービス利用者に通知して、本サービスのいずれかの部分もしくはそのすべてにアクセスするまたはそれを利用するための、サービス利用者またはエンドユーザーの権利を直ちに停止することができる。

(a) サービス利用者またはエンドユーザーによる本サービスの利用が、(i)本サービスまたは第三者をセキュリティ上の危険にさらす場合、(ii)AWS のシステム、本サービス、またはサービス利用者以外の AWS の顧客のシステムもしくは本コンテンツに悪影響を及ぼすおそれがある場合、(iii)AWS、AWS の関連会社または第三者に責任が生じるおそれがある場合、または(iv)不正なものであるおそれがある場合。

(b) サービス利用者またはエンドユーザーにおいて、本契約の重大な違反がある場合。

(c) サービス利用者が第 3 条に定めるサービス利用者の支払義務に違反している場合。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

(d) サービス利用者が通常の営業を行わなくなった場合、サービス利用者の資産を債権者の利益のために譲渡し、もしくは同様の処分を行った場合、またはサービス利用者が破産、会社更生、清算、解散もしくは同様の手続の対象となった場合。

4.2 停止の効果 AWS が本サービスのいずれかの部分またはそのすべてへのアクセスまたはその利用のためのサービス利用者の権利を停止した場合には、以下の規定が適用される。

(a) サービス利用者は、AWS がサービス利用者に請求する、停止期間中に発生するすべての料金等についての責任を引き続き負う。および、

(b) サービス利用者は、停止期間中のサービスレベルアグリーメントに基づくサービスクレジットを受けることはできない。

5. 契約期間および契約解除

5.1 契約期間 本契約の期間は、契約発効日に開始し、本第 5 条に従って解除されるまで有効に存続する。各当事者による相手方当事者への本契約解除のいかなる通知も、第 5.2 項の通知の期間を遵守した解除日を記載しなければならない。

5.2 契約解除

(a) **都合による解除** サービス利用者は、AWS に通知し、AWS がアカウント閉鎖の手段を提供するすべての本サービスのサービス利用者のアカウントを閉鎖することにより、理由を問わず本契約を解除できる。AWS は、サービス利用者に遅くとも 30 日前までに通知することにより、理由を問わず本契約を解除できる。

(b) 理由付き契約解除

(i) **各当事者による解除** 各当事者は、相手方当事者が本契約の重大な違反を犯し、相手方当事者による通知を受領してから 30 日以内に当該重大な違反を是正しない場合、これを理由として本契約を解除できる。サービス利用者は解除日までにアカウントを閉鎖するものとする。

(ii) **AWS による解除** AWS も、以下のいずれかの場合には、サービス利用者に対して通知することにより、直ちに本契約を解除できる：

(A) AWS に第 4 条に定める停止を行う権利があり、停止を行う権利を AWS に与える事由が

a. 是正することができない場合、または

b. 第 4.1 項に基づき AWS がサービス利用者のサービスを停止してから 30 日以内に是正されない場合、

AWS は正当事由により本契約を解除できる。

(B) AWS が本サービスを提供するために使用するソフトウェアその他の技術を提供する第三者パートナーと AWS の関係が終了された、解除された、または本サービスの一環として当該ソフトウェアその他の技術を AWS が提供する方法を変更するよう当該第三者パートナーから求められた場合。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

(C) 法律または政府機関の要請を遵守する必要がある場合。

5.3 契約解除の効果

(a) **全般** 解除日をもって、以下の規定が適用される。

(i) 第 5.3 項(a)(iv)および第 5.3 項(b)に定める場合を除き、本契約に基づくサービス利用者のすべての権利は直ちに終了する。

(ii) サービス利用者は、解除日までに生じたすべての料金等、および第 5.3 項(b)に規定する解除日後の期間に生じ、AWS がサービス利用者に請求する料金等についての責任を引き続き負う。

(iii) サービス利用者は、自己が保有する AWS コンテンツのすべてを直ちに返却するか、AWS の指示がある場合にはそれを破棄するものとする。

(iv) 第 2.1 項、第 3 条、第 5.3 項、第 6 条(第 6.3 項を除く)、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条および第 12 条は、その条件に従い引き続き適用される。

(b) **契約解除後** 第 5.2 項(b)に従って AWS がサービス利用者による本サービスの利用を解除する場合を除き、解除日後 30 日間は、以下の規定が適用される。

(i) AWS は、解除にかかわらず、いかなるサービス利用者コンテンツも AWS システムから削除するための措置を講じない。

(ii) サービス利用者が本契約に基づき支払額のすべてを支払っている場合に限り、AWS はサービス利用者がサービス利用者コンテンツを本サービスから取り出すことを許可する。

解除日後の本サービスのすべての利用については本契約の条件が適用され、サービス利用者は第 3 条に基づく料率で適用される料金を支払う。

6. 所有権等

6.1 サービス利用者コンテンツ 本第 6 条に規定する場合を除いて、AWS は、本契約に基づきサービス利用者(またはそのライセンサー)からサービス利用者コンテンツに関するいかなる権利も取得しない。サービス利用者は、AWS が、本サービスをサービス利用者およびエンドユーザーに提供するために、サービス利用者コンテンツを使用することに同意する。

6.2 適切な権利 サービス利用者は、AWS に対し以下のとおり表明し、保証する。(a)サービス利用者またはそのライセンサーは、サービス利用者コンテンツおよび本提案に関するすべての権利、権原および利益を有する。(b)サービス利用者は、本契約により企図される権利の付与に必要な、サービス利用者コンテンツおよび本提案に関するすべての権利を有する。および、(c)サービス利用者コンテンツ、またはエンドユーザーによるサービス利用者コンテンツもしくは本サービスの利用はいずれも、適正利用規約に違反しない。

6.3 知的財産ライセンス 知的財産ライセンスは、AWS コンテンツおよび本サービスの利用に適用される。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

6.4 制限 サービス利用者およびエンドユーザーは、本契約により明示的に許可される方法または目的以外には、AWS コンテンツまたは本サービスを利用しないものとする。サービス利用者およびエンドユーザーは、以下の行為をする、または、以下の行為を試みることを行わないものとする。(a)本サービスまたは AWS コンテンツに対しリバースエンジニアリング、逆アセンブルもしくは逆コンパイルを行う、あるいは本サービスまたは AWS コンテンツに含まれるソフトウェアのソースコードを引き出すためにその他の処理もしくは手順を適用すること(適用される法律がこの制限を容認していない場合を除く)、(b)料金の発生を回避するための方法、または使用制限もしくは使用割当を超過するのを回避する方法によって本サービスまたは AWS コンテンツにアクセスまたは使用すること、または(c)本サービスまたは AWS コンテンツを再販売すること。AWS 商標ガイドラインはサービス利用者による AWS 商標の使用に適用される。サービス利用者は、AWS とサービス利用者との関係について不実の表明または誇張(AWS がサービス利用者またはその事業努力を支援、後援、支持または貢献しているという明示もしくは黙示の表明を含む)を行わないものとする。サービス利用者は、本契約により明示的に許可される場合を除き、AWS とサービス利用者との関係もしくは提携関係について示唆しないものとする。

6.5 本提案 サービス利用者が AWS または AWS の関連会社に対して本提案をする場合、AWS および AWS の関連会社は、本提案を何らの制限なく使用する権利を有するものとする。サービス利用者は、本提案に関するすべての権利、権原および利益を取消し不能の形で AWS に譲渡するものとし、本提案に関する AWS の権利を文書化し、完全なものとし、維持するために AWS が要求する支援を AWS に対して提供することに同意する。

7. 補償

7.1 全般 適用法により許容される範囲で、サービス利用者は、(a)サービス利用者またはエンドユーザーによる本サービスの利用(サービス利用者の AWS アカウントの下で生じるあらゆる行為およびサービス利用者の従業員および人員による利用を含む)、(b)サービス利用者、エンドユーザーまたはサービス利用者コンテンツによる本契約の違反または適用される法律の違反、または(c)サービス利用者とエンドユーザーとの間の紛争に関する第三者の請求のいずれかによりまたはこれに関連して生じるあらゆる損失等につき、AWS、AWS の関連会社およびライセンサーならびにこれらの各々の従業員、役員、取締役および代表者を防御し、これらの者に補償し、損害を与えないものとする。サービス利用者は、前記の(a)から(c)に記載する第三者の請求に付随する合理的な弁護士報酬、ならびに第三者の召喚状またはその他の強制的な法的命令もしくは手続に対応するために費やされる AWS の従業員および業務委託先の時間および資材について、その時点の AWS の時間給に基づき、AWS に払い戻すものとする。

7.2 知的財産

(a) 本第 7 条の制限に服することを条件として、AWS は、本サービスが第三者の知的財産権を侵害または不正利用していると主張する第三者の請求から、サービス利用者ならびにサービス利用者の従業員、役員および取締役を防御し、不利な最終判決または和解の金額を支払う。

(b) 本第 7 条の制限に服することを条件として、サービス利用者は、サービス利用者コンテンツのいずれかが第三者の知的財産権を侵害または不正利用していると主張する第三者の請求から、AWS、AWS の関連会社ならびにそれぞれの従業員、役員および取締役を防御し、不利な最終判決または和解の金額を支払う。

(c) いずれの当事者も、本サービスまたはサービス利用者コンテンツの該当する方と、他の製品、サービス、ソフトウェア、データ、コンテンツまたはメソッドとの組み合わせによって生じる侵害に起因して本第 7.2 項の義務または責任を負わない。また、AWS は、AWS が本サービスの利用を中止するようサービス利用者に通知した後の利用に起因する義務または責任を負わな

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

い。本第 7.2 項に定める救済は、本サービスまたはサービス利用者コンテンツによる知的財産権の侵害または不正利用に係る第三者請求に対する唯一かつ排他的な救済である。

(d) 第 7.2(a)項の対象となる請求につき、AWS は、その裁量により、(i)本サービスのうち侵害の申し立てを受けた部分を利用する権利を取得するか、(ii)本サービスのうち侵害の申し立てを受けた部分を侵害しない代替物に置き換えるか、(iii)本サービスのうち侵害の申し立てを受けた部分を修正して侵害しないようにするか、または(iv)本サービスのうち侵害の申し立てを受けた部分もしくは本契約を終了する。

7.3 手続 本第 7 条に基づく義務は、防御または補償を求める当事者が、(a)相手方当事者に請求について速やかに書面通知を差出し、(b)相手方当事者に対し請求の防御および和解を主導することを許容し、かつ(c)請求の防御および和解において(相手方当事者の費用負担で)相手方当事者に合理的に協力する場合にのみ適用される。当事者は、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、金銭の支払いを除き、いかなる約束を含む請求の和解にも同意しない。

8. 免責条項

本サービスおよび AWS コンテンツは「現状」のままで提供される。法律により禁止される場合、または制定法上の権利が除外、制限もしくは放棄されずに適用される場合を除き、AWS、AWS の関連会社および AWS のライセンサーのいずれも、(A)本サービス、AWS コンテンツ、または第三者コンテンツに関して、明示か黙示であるかを問わず、法定のものかその他であるかにかかわらず、いかなる種類の表明も保証もせず、(B)以下の(I)から(IV)を含め、黙示または明示の一切の保証をしない。(I)商品性、満足な品質、特定目的への適合性、非侵害または平穩享有に関する保証、(II)取引過程または取引慣行により生じる保証、(III)本サービス、AWS コンテンツ、または第三者コンテンツが中断されないこと、エラーがないこと、もしくは有害な構成要素を含まないことの保証、および(IV)すべてのコンテンツが安全であり、またはその他の方法で紛失または変更されないことの保証。

9. 責任限定

9.1 責任の免責 第 7 条に基づく支払義務を除き、AWS、サービス利用者、およびそれらの関連会社またはライセンサーは、いかなる訴訟原因または責任理論においても、たとえ当事者が当該損害の可能性を通知されていたとしても、(A)間接、付随的、特別、結果的または懲罰的損害、(B)サービス利用者コンテンツの価値、(C)利益、収益、顧客、機会またはのれんの損失、もしくは(D)本サービスまたは AWS コンテンツの使用不能について、相手方に対して責任を負わない(これは、サービスレベルアグリーメントに基づくサービスクレジットを制限するものではない)。

9.2 損害賠償の上限 第 7 条に基づく支払義務を除き、本契約に基づく AWS またはサービス利用者、および AWS の関連会社またはライセンサーの責任の総額は、請求の原因となった本サービスについて、責任が生じる前の 12 ヶ月間に本契約に基づいてサービス利用者が AWS に対して実際に支払った金額を超えないものとする。ただし、本第 9 条のいかなる規定も、(A) 第 3 条に従いサービス利用者がサービス利用者による本サービスの使用について AWS に支払う義務、または本契約に基づくその他の支払義務を制限するものではなく、(B) 適用法に基づき制限することができない範囲で当事者の責任を制限するものでもない。

10. 本契約の変更

AWS は、AWS サイトに改訂版を掲載するか、第 11.10 項に従いその他の方法でサービス利用者に通知することにより、本契約(アマゾン規約を含む)をいつでも変更することができる。変更された条件は、AWS サイトへの掲載時、または AWS がサービス利用者に電子メールで通知する場合は電子メ

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

ールの記載に従って発効する。本契約の変更の発効日以降に引き続き本サービスまたは AWS コンテンツを利用した場合には、サービス利用者は、変更後の条件に拘束されることに同意したものとす。本契約の変更を知るために AWS サイトを定期的に閲覧することはサービス利用者の責任である。AWS による本契約の最終変更日は、本契約の冒頭に記載されているとおりである。

11. 雑則

11.1 譲渡 サービス利用者は、AWS の事前の書面による同意なく、本契約または本契約に基づく権利および義務を譲渡または移転しないものとする。本第 11.1 項に違反する譲渡または移転は、無効とする。AWS は、サービス利用者の同意なく(a)合併、買収、または AWS の資産の全部もしくは大部分の売却に関連する場合、または(b)いずれかの関連会社を相手先とする場合、もしくは企業組織再編成の一環として行う場合、本契約を譲渡することができる。かかる譲渡がなされた時点で、譲受人は、本契約の当事者として AWS に代わるものと見なされ、AWS は本契約に基づき履行すべきすべての義務および責務から完全に免れる。前記に従うことを条件として、本契約は、両当事者ならびに各々の許可された承継人および譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を有する。

11.2 完全合意 本契約は、アマゾン規約を参照により組み込むものとし、本契約の対象事項に関するサービス利用者と AWS の間の完全な合意を構成する。本契約は、本契約の対象事項に関して、本契約以前の、または本契約と同時に存在する、書面または口頭によるサービス利用者と AWS の間の一切の表明、了解、合意または連絡に優先する(ただし、Amazon EC2 リザーブドインスタンス等の本サービスを購入する以前の約束に取って代わるものではない)。本契約に規定される条件その他規定と異なる、または本契約に追加される、次を含むいかなる条件その他規定(それが本契約を重大に変更するか否かを問わない)にいずれの当事者も拘束されない。(a)注文書、領収書、受領書、確認書、連絡その他の文書においてサービス利用者が提示する条件その他規定、(b)オンライン登録、または入札案内、提案依頼書、情報提供依頼書もしくはその他の質問事項への返答に関連する条件その他規定、または(c)サービス利用者が提示する、または AWS が完了する必要がある請求手順に関連する条件その他規定。本文書の条件が、アマゾン規約のいずれかに含まれる条件と矛盾する場合には、本文書の条件が優先する。ただし、サービス条件と矛盾する場合には、サービス条件が優先するものとする。

11.3 不可抗力 支払義務を除き、いずれの当事者およびその関連会社も、本契約に基づく義務の履行遅延または履行不能につき、かかる遅延または不履行がその合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、責任を負わない。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、その他の通信障害、地震、嵐その他の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為もしくは命令、テロ行為、および戦争が含まれる。

11.4 準拠法 本契約およびサービス利用者と AWS の間に生じるすべての種類の紛争は、抵触法の原則にかかわらず、準拠法に準拠する。国際物品売買契約に関する国際連合条約は本契約には適用されない。

11.5 紛争 サービス利用者による本サービスの利用に関連する、または AWS が販売もしくは配布する製品もしくはサービスに関連する紛争または請求はすべて管轄裁判所にて裁定され、サービス利用者は、以下の追加の規定に従い、管轄裁判所の専属管轄権および裁判地に同意する。

(a) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services, Inc., Amazon Web Services Canada, Inc., Amazon Web Services Korea LLC, Amazon Web Services Singapore Private Limited または PT Amazon Web Services Indonesia の場合、両当事者は、本第 11.5 項(a)の規定が適用されることに合意する。紛争は裁判所ではなく拘束力のある仲裁により解決され、サービス利用者の請求が適格要件を満たす場合、各当事者は小額裁判所 (small claims court)

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

を選択することができる。連邦仲裁法および連邦仲裁規範が本契約に適用される。ただし、Amazon Web Services Canada, Inc.が該当する AWS 契約当事者である場合は、オンタリオ州仲裁法が本契約に適用される。仲裁には判事も陪審員もおらず、仲裁の裁定に対する裁判所の審査は限定される。しかし、仲裁人は裁判所と同様の損害賠償および救済(差し止めによる救済、宣言的救済または法定損害賠償を含む)を裁定することができ、裁判所がそうであるのと同様に本契約の条項に従わなくてはならない。サービス利用者は、仲裁手続を開始する前に、AWS の登録代理人である Corporation Service Company(300 Deschutes Way SW, Suite 304, Tumwater, WA 98501)宛に、仲裁を申し立てる意図を通知しサービス利用者の請求を説明する書簡を送付しなければならない。仲裁は、米国仲裁協会(AAA)によって、www.adr.org 上で、または 1-800-778-7879 に電話することによって入手可能である AAA の規則に基づき行われる。申立手数料、事務手数料および仲裁人手数料の支払いは、AAA 商事料金表に準拠する。AWS およびサービス利用者は、紛争解決手続を個別事案ごとのみに行き、集団訴訟、併合訴訟または代表訴訟を行わないことに合意する。AWS およびサービス利用者は、さらに、AAA 選択的仲裁上訴仲裁規則に基づき、原裁定に対して上訴できる旨を合意する。もし何らかの理由によってクレームが仲裁ではなく裁判所で進行する場合は、AWS およびサービス利用者は陪審裁判の権利を放棄する。前記にかかわらず、AWS およびサービス利用者は双方とも、サービス利用者または AWS が、知的財産権の侵害またはその他の不正利用を差し止めるため、裁判所に訴訟を提起できることに合意する。

(b) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services South Africa Proprietary Limited の場合、両当事者は、本第 11.5 項(b)の規定が適用されることに合意する。紛争は、その時点において適用される南アフリカ仲裁財団の規則に従い仲裁により解決され、仲裁裁定に基づく判断は管轄裁判所に登録される必要がある。本契約には 1965 年の仲裁法(1965 年法律第 42 号)が適用される。仲裁はヨハネスブルグで行われ、仲裁人は 3 名である。仲裁人および行政当局の手数料および費用がかかる場合、両当事者が同じ割合で支払うものとする。

(c) 該当する AWS 契約当事者が Amazon AWS Serviços Brasil Ltda.の場合、両当事者は本第 11.5 項(c)の規定が適用されることに合意する。紛争は裁判所ではなく、その時点で有効な国際商業会議所の調停仲裁規則に従って行われる拘束力のある仲裁により解決され、仲裁裁定は管轄裁判所において執行判決を受けることができる。仲裁はブラジルのサンパウロ州サンパウロ市で行われる。仲裁人は 3 名とする。仲裁人および仲裁機関の手数料および費用がかかる場合、両当事者が同じ割合で支払うものとする。いずれの当事者もかかる仲裁手続の存在およびそれに関する情報を開示せず、それは秘密情報に該当することに両当事者は合意する。管轄裁判所は(i)仲裁手続を確実に開始し、(ii)仲裁裁判所の構成前の保全的暫定的措置を付与する目的においてのみ専属管轄権を有する。

(d) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services Australia Pty Ltd の場合、両当事者は、本第 11.5 項(d)の規定が適用されることに合意する。紛争は、オーストラリア国際商事仲裁センター(「ACICA」)により、その時点において適用される ACICA の仲裁規則に従い仲裁により解決され、仲裁裁定に基づく判断は管轄裁判所に登録される必要がある。仲裁はオーストラリアのシドニーで行われる。仲裁人は 3 名とする。仲裁人および行政当局の手数料および費用がかかる場合、両当事者が同じ割合で支払うものとする。いずれの当事者もかかる仲裁手続の存在およびそれに関する情報を開示せず、それは秘密情報に該当することに両当事者は合意する。

(e) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services New Zealand Limited の場合、両当事者は、本第 11.5 項(e)の規定が適用されることに合意する。紛争は、ニュージーランド紛争解決センター(「NZDRC」)により、その時点において適用される NZDRC の仲裁規則に従い仲

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

裁により解決され、仲裁裁定に基づく判断は管轄裁判所に登録される必要がある。仲裁はニュージーランドのオークランドで行われる。仲裁人は3名とする。仲裁人および行政当局の手数料および費用がかかる場合、両当事者が同じ割合で支払うものとする。いずれの当事者もかかる仲裁手続の存在およびそれに関する情報を開示せず、それは秘密情報に該当することに両当事者は合意する。

(f) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services Malaysia Sdn. Bhd. (登録番号: 201501028710 (1154031-W)) の場合、両当事者は、本第 11.5 項(f)の規定が適用されることに合意する。紛争は、シンガポール紛争解決センター(「SIAC」)により、その時点において適用される SIAC の仲裁規則に従い仲裁により解決され、仲裁裁定に基づく判断は管轄裁判所に登録することができる。仲裁はシンガポールで行われる。仲裁人は3名とする。仲裁人および行政当局の手数料および費用がかかる場合、両当事者が同じ割合で支払うものとする。いずれの当事者もかかる仲裁手続の存在およびそれに関する情報を開示せず、それは秘密情報に該当することに両当事者は合意する。

(g) 該当する AWS 契約当事者が AWS India の場合、両当事者は、本第 11.5 項(g)の規定が適用されることに合意する。紛争は、裁判ではなく、拘束力のある仲裁によって解決されるものとする。仲裁は、各当事者が指名する1名の仲裁人と、このように指名された2名の仲裁人によって選ばれた3番目の仲裁人から成る仲裁廷によって行われるものとする。決定および裁定は、仲裁廷の多数決によって決定され、最終的なものでありかつ当事者に対して拘束力を有する。仲裁は、その時点で施行されている1996年インド仲裁調停法の規定に従って行われる。仲裁手続は英語で行われ、仲裁地はニューデリーとする。仲裁人の報酬および費用を含む仲裁費用は、裁定に別段の定めがない限り、当事者間で均等に分担されるものとする。すべての仲裁の適用についてはニューデリーの裁判所が専属管轄権を有するものとする。両当事者は、かかる仲裁手続の存在そのもの、およびそれに関連する情報が、いずれの当事者によっても開示されないことに合意する。上記にかかわらず、いずれの当事者も、当該当事者、その関連会社または第三者の知的財産権またはその他の専有権に対する実際の侵害または侵害の申し立てについて、管轄権を有する裁判所において差止救済を求めることができるものとする。

(h) 該当する AWS 契約当事者が AWS Turkey Pazarlama Teknoloji ve Danışmanlık Hizmetleri Limited Şirketi の場合、両当事者は、本第 11.5 項(h)の規定が適用されることに合意する。紛争は、国際商業会議所国際仲裁裁判所(「ICC 裁判所」)により、その時点において適用される ICC 裁判所の仲裁規則(「ICC 規則」)に従い仲裁により解決される。仲裁手続は英語で行われ、仲裁地はチューリッヒとする。仲裁人は3名とする。各当事者は、ICC 規則に従い仲裁人を1名任命する。共同仲裁人の任命から30日以内に、任命された2名の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長として3番目の仲裁人を任命する。任命された2名の仲裁人がかかる30日以内に裁判長としての3番目の仲裁人を任命できなかった場合、ICC 裁判所が裁判長を任命する。いずれの当事者もかかる仲裁手続の存在およびそれに関する情報を開示せず、それは秘密情報に該当することに両当事者は合意する。

11.6 輸出入規則の遵守 本契約に関連して、各当事者は、米国輸出管理規則、国際武器輸送規則、および米国財務省外国資産管理局が実施する経済制裁プログラムなど米国企業に適用されるすべての法律および規則を含む、輸入、再輸入、制裁、反ボイコット、輸出および再輸出に関して適用されるすべての法律および規則を遵守するものとする。明確にするために記すと、サービス利用者は、サービス利用者コンテンツの転送および処理、サービス利用者コンテンツのエンドユーザーへの提供、ならびにこれらの行為が生じる AWS リージョンを含め、本サービスまたは AWS コンテンツの利用のため

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

にサービス利用者が選択する方法に関する法規制遵守について単独で責任を負うものとする。サービス利用者は、サービス利用者およびその取引金融機関、またはサービス利用者およびその取引金融機関を所有もしくは支配するいずれかの当事者が、国連安全保障理事会、米国政府(たとえば米国財務省の特定国籍業者リストおよび制裁回避者リスト、および米国商務省の団体リスト)、欧州連合もしくはその加盟国またはその他適用ある政府当局が発動した制裁措置の対象となっておらず、またそれらの政府当局が保持するリストを含むいかなる禁止もしくは規制の対象者リストにおいても指定されていないことを表明し保証する。

11.7 独立の契約当事者、非独占的権利 AWS とサービス利用者とは、独立の契約当事者であり、本契約がパートナーシップ、合併事業、代理関係、雇用関係を構築するものとは解釈されない。いずれの当事者および各々の関連会社も、目的の如何にかかわらず、相手方当事者の代理人ではなく、相手方当事者を拘束する権限を持たない。両当事者は、(a)相手方当事者により開発または企画される製品、サービス、コンセプト、システムまたは技術と類似または競合する製品、サービス、コンセプト、システムまたは技術を自ら開発し、または開発を委託する権利、および(b)相手方当事者の製品またはサービスと競合しうる製品またはサービスを提供する第三者開発者またはシステムインテグレーターを支援する権利を留保する。

11.8 言語 本契約に従って行われる連絡および通知は、すべて、英語によるものとする。AWS が本契約の英語版の他言語による翻訳を提供した場合であっても、翻訳版と英語版との間に齟齬がある場合には、英語版の本契約が優先するものとする。

11.9 秘密保持および公表 サービス利用者は、AWS 秘密情報を本契約上認められる本サービスまたは AWS コンテンツの利用に関連してのみ使用することができるものとする。サービス利用者は、本契約期間中およびその終了後 5 年間、いかなる時も、AWS 秘密情報を開示してはならないものとする。サービス利用者は、AWS 秘密情報の開示、流布、または不正使用を防止するために、同様の性質を持つ自己の秘密情報を保持するために採用する手段を最低限含む、すべての合理的な対策を講じるものとする。サービス利用者は、本契約またはサービス利用者による本サービスまたは AWS コンテンツの利用に関して、いかなるプレスリリースも、その他の発表や広告もしないものとする。

11.10 通知

(a) **サービス利用者宛の場合** AWS は、本契約に基づくサービス利用者への通知を、(i)AWS サイトへの通知の掲載、または(ii)その時点でサービス利用者のアカウントに関連付けられている電子メールアドレスへの電子メールの送信のいずれかの方法で行うことができる。AWS サイトへの掲載によって行う通知は、掲載時に発効し、電子メールで行う通知は、AWS が電子メールを送信した時点で発効する。自らの電子メールアドレスを最新の状態に保つことは、サービス利用者の責任である。サービス利用者が実際に電子メールを受領するか否かにかかわらず、その時点でサービス利用者のアカウントに関連付けられている電子メールアドレスに送信された電子メールは、AWS が当該電子メールを送信した時点でサービス利用者により受領されたものと見なされる。

(b) **AWS 宛の場合** 本契約に基づく AWS への通知は、以下の第 12 条に定める、該当する AWS 契約当事者のファクシミリ番号もしくは郵送住所のいずれか該当する方にファクシミリ送信、または直接交付、翌日配達便、書留郵便もしくは証明郵便による郵送のいずれかの方法により AWS 宛に行われるものとする。AWS は、AWS サイトに通知を掲載することによって、新しいファクシミリ番号または住所を指定することができるものとする。直接交付された場合には、通知の効力は直ちに発生する。ファクシミリ送信または翌日配達便による郵送の場合には、通知の効力は送信または発送された翌営業日に発生する。書留郵便もしくは証明郵便による郵送の場合には、通知の効力は発送された日から 3 翌営業日後に発生する。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

11.11 第三者受益者の不存在 第 7 条に定める場合を除き、本契約は、本契約の当事者ではないいかなる個人または団体に対しても、第三者受益者の権利を発生させない。

11.12 米国政府の権利 本サービスまたは AWS コンテンツは、本サービスまたは AWS コンテンツに一般に適用されるものと同じ権利および制限付で、米国政府に対して、「市販サービス」、「商用コンピュータソフトウェア」、「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」および「技術データ」として提供される。サービス利用者が米国政府を代理して本サービスまたは AWS コンテンツを使用しており、この条件が米国政府の要件を満たさないか、または何らかの点において連邦法と矛盾する場合には、サービス利用者は直ちに本サービスまたは AWS コンテンツの利用を中止するものとする。「市販サービス」、「商用コンピュータソフトウェア」、「商用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」および「技術データ」という用語は、連邦調達規則および国防省調達規則に定義されている。

11.13 不放棄 AWS が本契約のいずれの規定に基づく権利行使をしない場合であっても、かかる規定に基づく権利の現在または将来における放棄とはならず、後にかかる規定に基づく権利行使をする AWS の権利の何らの制限ともならないものとする。AWS による権利放棄が有効となるためには、すべて書面によらなければならない。

11.14 可分性 本契約のいずれかの部分が無効または執行不能と判断された場合であっても、本契約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとする。無効または執行不能とされた部分は、かかる部分の本来の効果および意図に従って解釈されるものとする。かかる解釈が不可能な場合には、無効または執行不能とされた部分は本契約から分離されるが、本契約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとする。

11.15 アカウント国に特有の条件 サービス利用者は、以下に記載するとおり、AWS 契約当事者に適用される本契約への以下の変更合意する。

(a) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services Australia Pty Ltd の場合、両当事者は以下に同意する。

(i) 本サービスが 2010 年オーストラリア競争・消費者法に基づく法定保証の対象となる場合、本契約の任意の一部が同法に基づき執行不可能である範囲において、サービス利用者は、サービス利用者に対する公正かつ合理的な救済は、AWS の裁量により、(i)本サービスを再提供する、または、(ii)本サービスの再提供のための費用を支払うことのいずれかに限定されることに同意する。

(ii) 本契約が 2010 年オーストラリア競争・消費者法で定義される「消費者契約」または「中小企業契約」である場合：

a. 第 7.1 項は、該当する損失等または損害が AWS の重大な過失または犯罪的不正行為によって引き起こされた範囲においては適用されない。ここで、「重大な過失」とは、AWS を拘束する権限を有する従業員による過失ある、明白かつ重大なリスクに対する故意かつ著しい無視を意味する。

b. 第 1.5 項または第 3 条に基づき AWS が事前通知を行う必要がある場合、AWS は、電子メールまたは合理的に代用可能な代替手段によりこの通知を行う。AWS が(AWS が合理的に判断するところにより)サービス利用者にとって重大な不利益となる方法で第 10 条に基づき本契約を変更する場合、AWS は少なくとも 30 日前に、電子メールまたは合理的に代用可能な代替手段により変更についてサービス利用者に通知する。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

(b) 該当する AWS 契約当事者がアマゾンウェブサービスジャパン合同会社の場合、両当事者は以下に同意する。

(i) 以下の文を第 6.5 項の末尾に追加する(本提案)。

「前文の譲渡には、日本国著作権法第 27 条(翻訳権、翻案権等)および第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に基づき提供される権利の譲渡が含まれ、サービス利用者は、AWS、AWS の関連会社、または AWS か AWS の関連会社の同意を通して本提案を使用する人物に不利になるような人格権を行使しないことに合意する。」

(ii) 以下の文を第 9 条の末尾に追加する(限定責任):

「本条における保証の否認または賠償額の上限は、当該保証の否認または賠償額の上限が民法第 90 条に基づく社会秩序に反していると思なされる場合、いずれかの当事者の重大な過失または意図的な不正行為によって生じた賠償額には適用されない。その場合は、民法第 90 条に基づく社会秩序に反していると思なされないよう、本保証の否認の範囲が狭義に解釈され、賠償額の上限の最低金額が増額されることが可能である。」

(c) 該当する AWS 契約当事者が AWS Turkey Pazarlama Teknoloji ve Danışmanlık Hizmetleri Limited Şirketi の場合、両当事者は以下に同意する。

(i) 以下の文を第 3.2 項(a)の末尾に追加する(税金):

「AWS が本契約または本契約に関連するその他の文書に関して印紙税を支払う必要がある場合、AWS はサービス利用者に請求でき、サービス利用者は AWS が支払う印紙税の 50%の金額を支払う。」

(d) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services Malaysia Sdn. Bhd. の場合、両当事者は以下に同意する。

第 9.1 項(責任の免責)を削除し、以下に置き換える。

「9.1 責任の免責 第 7 条に基づく支払義務を除き、AWS、サービス利用者、およびそれらの関連会社またはライセンサーは、いかなる訴訟原因または責任理論においても、たとえ当事者が当該損害の可能性を通知されていたとしても、(A)間接、付随的、結果的または懲罰的損害、(B)サービス利用者コンテンツの価値、(C)利益、収益、顧客、機会、またはのれんの損失、もしくは(D)本サービスまたは AWS コンテンツの使用不能について、相手方に対して責任を負わない(これは、サービスレベルアグリーメントに基づくサービスクレジットを制限するものではない)。」

(e) 該当する AWS 契約当事者が Amazon Web Services EMEA SARL であり、かつサービス利用者のアカウント国が欧州連合内に所在する場合、両当事者は以下に同意する。

該当する損失等または損害が AWS の重過失または故意の不正行為に起因する範囲では、第 7.1 項(補償、全般)は適用されない。さらに、第 9 条(責任の免責)は、一方当事者の重過失または故意の不正行為に対する当該一方当事者の責任を排除するものでも、制限するものでもない。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

12. 定義

「適正利用規約」とは、<https://aws.amazon.com/aup>(および AWS が指定するその後継サイトまたはその関連サイト)に掲載されている、AWS が随時更新する規約を意味する。

「アカウント国」とは、サービス利用者のアカウントに関連付けられている国を意味する。サービス利用者がアカウントに関する有効な税登録番号を提供している場合、アカウント国は税登録番号が登録されている国とする。サービス利用者が有効な税登録番号を提供していない場合、アカウント国は請求先住所が所在する国とするが、サービス利用者の AWS アカウントに関連付けられたクレジットカードが別の国で発行されておりサービス利用者の連絡先住所もその国にある場合は、アカウント国は当該国とする。

「アカウント情報」とは、サービス利用者の AWS アカウントの作成または管理に関連してサービス利用者が AWS に提供する、サービス利用者に関する情報を意味する。たとえば、アカウント情報には、サービス利用者の AWS アカウントに関連する氏名、ユーザーネーム、電話番号、電子メールアドレスおよび支払情報が含まれる。

「API」とは、アプリケーション プログラム インターフェースを意味する。

「AWS 秘密情報」とは、AWS、AWS の関連会社、提携先、またはこれらの各々の従業員、業務委託先もしくは代理人により、秘密として開示される、または情報の性質もしくは開示の状況から合理的に秘密であることが理解される必要のある、すべての非公開情報を意味する。AWS 秘密情報には以下の情報が含まれる。(a)AWS または AWS の関連会社もしくは提携先の技術、顧客、事業計画、販売促進およびマーケティング活動、財務およびその他の業務内容に関する非公開情報、(b)AWS が秘密を保持する義務を負う第三者の情報、ならびに(c)サービス利用者と AWS または AWS の関連会社の間の協議または交渉の性質、内容およびその存在。AWS 秘密情報には以下の情報は含まれない。(i)本契約に違反することなく、一般に入手可能である情報、もしくは入手可能となった情報、(ii)サービス利用者が AWS から受領した時点で、サービス利用者が知っていたことを文書により証明できる情報、(iii)不法行為もしくは犯罪行為によってその情報を取得した、または開示したものではない第三者から受領したものである情報、または(iv)AWS 秘密情報を参照することなく、サービス利用者が独自に開発したものであることを文書により証明できる情報。

「AWS コンテンツ」とは、API、WSDL、サンプル コード、ソフトウェア ライブラリー、コマンドライン ツール、概念実証、テンプレート、助言、情報、プログラム(クレジットプログラムを含む)、および AWS または AWS の関連会社が本サービスまたは AWS サイト上での利用に関連して利用できるようにしたその他の本コンテンツ、ならびにその他の関連技術(AWS の人員が提供する前記のいずれかを含む)を意味する。AWS コンテンツには本サービスまたは第三者コンテンツは含まれない。

「AWS 契約当事者」とは、サービス利用者のアカウント国に基づく、下表に特定された当事者を意味する。サービス利用者が、別の AWS 契約当事者が特定されている国に自己のアカウント国を変更する場合、サービス利用者は、いずれの当事者によるさらなる措置なしに、自己の新しいアカウント国に特定されている AWS 契約当事者が自己の AWS 契約当事者となることに同意するものとする。

AWS 契約当事者

アカウント国	AWS契約当事者	ファクシミリ	郵便住所
--------	----------	--------	------

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

オーストラリア	Amazon Web Services Australia Pty Ltd (ABN: 63 605 345 891)	該当なし	Level 37, 2-26 Park Street, Sydney, NSW, 2000, Australia
ブラジル※	Amazon AWS Serviços Brasil Ltda.	該当なし	A. Presidente Juscelino Kubitschek, 2.041, Torre E - 18th and 19th Floors, Vila Nova Conceicao, São Paulo, Brasil
カナダ	Amazon Web Services Canada, Inc.	該当なし	120 Bremner Blvd, 26th Floor, Toronto, Ontario, M5J 0A8, Canada
インド	Amazon Web Services India Private Limited (旧称: Amazon Internet Services Private Limited) 本店所在地は Unit Nos. 1401 to 1421 International Trade Tower, Nehru Place, New Delhi 110019, India	011-47985609	Unit Nos. 1401 to 1421 International Trade Tower, Nehru Place, Delhi 110019, India.
インドネシア	PT Amazon Web Services Indonesia	該当なし	16th Floor, Sinar Mas Land Plaza, Jl. Jend. Sudirman Kav. 21, RT 12/RW 01, Karet, Setiabudi, Jakarta Selatan, Jakarta 12920, Indonesia
日本	アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	該当なし	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3 丁目 1-1
マレーシア	Amazon Web Services Malaysia Sdn. Bhd.(登録番号: 201501028710 (1154031-W))	該当なし	Level 26 & Level 35, The Gardens North Tower, Lingkaran Syed Putra, Mid Valley City, Kuala Lumpur, 59200, Malaysia
ニュージーランド	Amazon Web Services New Zealand Limited	該当なし	Level 5, 18 Viaduct Harbour Ave, Auckland, 1010, New Zealand
シンガポール	Amazon Web Services Singapore Private Limited	該当なし	Level 2, East Tower, 2 Central Boulevard, IOI Central Boulevard Towers, Singapore 018916

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

南アフリカ	Amazon Web Services South Africa Proprietary Limited	206-266-7010	29 Gogosoa Street, Observatory, Cape Town, South Africa, 7925
韓国	Amazon Web Services Korea LLC	該当なし	L12, East tower, 231, Teheran-ro, Gangnam-gu, Seoul, 06142, Republic of Korea
トルコ	AWS Turkey Pazarlama Teknoloji ve Danışmanlık Hizmetleri Limited Şirketi	該当なし	Esentepe Mahallesi Bahar Sk. Özdilek/River Plaza/Wyndham Grand Hotel Apt. No: 13/52 Şişli, Istanbul, 34394, Türkiye
欧州、中東またはアフリカ(南アフリカを除く)の各国(「EMEA」)※※	Amazon Web Services EMEA SARL	352 2789 0057	38 avenue John F. Kennedy, L-1855, Luxembourg
本表で上にリストされる国以外	Amazon Web Services, Inc.	206-266-7010	410 Terry Avenue North, Seattle, WA 98109-5210 U.S.A.

※ブラジルは、サービス利用者が有効なブラジル納税者番号(個人用 CPF/法人用 CNPJ 番号)を提出した場合のみサービス利用者のアカウント国となる。請求書送付先住所がブラジルであっても有効なブラジル納税者番号(個人用 CPF/法人用 CNPJ 番号)を提出しない場合は、Amazon Web Services, Inc がサービス利用者の AWS 契約当事者となる。

※※EMEA 国一覧は <https://aws.amazon.com/legal/aws-emea-countries> を参照。

「AWS 商標」とは、本契約に関連して AWS がサービス利用者による使用を認める、AWS およびその関連会社の商標、サービスマーク、サービス名または商品名、ロゴおよびその他の表示を意味する。

「AWS サイト」とは、AWS が随時更新する <http://aws.amazon.com> (およびその後継サイトまたは AWS が指定する関連する場所)を意味する。

「AWS 商標ガイドライン」とは、<http://aws.amazon.com/trademark-guidelines/> (および AWS が指定するその後継サイトまたはその関連サイト)に掲載されている、AWS が随時更新するガイドラインおよび商標ライセンスを意味する。

「本コンテンツ」とは、ソフトウェア(マシーンイメージを含む)、データ、テキスト、音声、ビデオまたは画像を意味する。

「エンドユーザー」とは、直接、または別のユーザーを通じて間接的に、以下を行う個人または団体を意味する。(a)サービス利用者コンテンツへのアクセスもしくはその利用、または(b)その他のサービス利用者のアカウントにおける本サービスへのアクセスもしくは利用。「エンドユーザー」には、サービス利用者のアカウントではなく、自らの AWS アカウントにおいて本サービスまたは本コンテンツにアクセスし、それらを利用する個人または団体は含まれない。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

「準拠法」および「管轄裁判所」とは、それぞれの AWS 契約当事者について、下表に定める法および裁判所を意味する。

準拠法および管轄裁判所

AWS契約当事者	準拠法	管轄裁判所
Amazon AWS Serviços Brasil Ltda.	ブラジル法	サンパウロ州サンパウロ市の裁判所
Amazon Web Services Australia Pty Ltd (ABN: 63 605 345 891)	ニューサウスウェールズ法	ニューサウスウェールズ州の裁判所
Amazon Web Services Canada, Inc.	オンタリオ州法、および該当するカナダ連邦法	カナダ・オンタリオ州の州裁判所または連邦裁判所
Amazon Web Services EMEA SARL	ルクセンブルク大公国法	ルクセンブルク市地方裁判所
Amazon Web Services, Inc.	ワシントン州法	ワシントン州キング郡州裁判所または連邦裁判所
Amazon Web Services India Private Limited (AWS India)	インド法	インド、ニューデリーの裁判所
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	日本国法	東京地裁
Amazon Web Services Korea LLC	ワシントン州法	ワシントン州キング郡州裁判所または連邦裁判所
Amazon Web Services Malaysia San. Bhd. (登録番号: 201501028710 (1154031-W))	マレーシア法	マレーシア裁判所

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

Amazon Web Services New Zealand Limited	ニュージーランド法	ニュージーランド裁判所
Amazon Web Services Singapore Private Limited	ワシントン州法	ワシントン州キング郡州裁判所または連邦裁判所
Amazon Web Services South Africa Proprietary Limited	南アフリカ共和国法	ヨハネスブルグ市南ハウテン州高等裁判所
AWS Turkey Pazarlama Technologic vex Dismantle Hizmetleri Limited Şirketi	ルクセンブルク大公国法	ルクセンブルク市地方裁判所
PT Amazon Web Services Indonesia	ワシントン州法	ワシントン州キング郡州裁判所または連邦裁判所

「間接税」とは、付加価値税(VAT)、サービス税、商品サービス税(GST)、消費税、売上および取引税、総収入税を含むがこれに限らず適用される税金を意味する。

「知的財産ライセンス」とは、サービス利用者が AWS コンテンツおよび本サービスにアクセスまたはそれを利用する際に適用される別個のライセンス条件 (<https://aws.amazon.com/legal/aws-ip-license-terms/> およびその継承サイトまたは AWS が指定する関連する場所に掲載) を意味し、その内容は AWS により随時更新されることがある。

「損失等」とは、あらゆる請求、損害賠償、損失、責任、費用および経費(合理的な弁護士報酬を含む)を意味する。

「アマゾン規約」とは、適正利用規約、プライバシー通知、サイト規約、サービス条件、AWS 商標ガイドラインを意味する。

「プライバシー通知」とは、<http://aws.amazon.com/privacy> (および AWS が指定するその後継サイトまたはその関連サイト) に掲載されている、AWS が随時更新するプライバシー通知を意味する。

「本サービス」とは、サービス条件に記載されるウェブサービスを含む、AWS または AWS の関連会社が提供する各種サービスを意味する。サービスには、第三者コンテンツは含まれない。

「サービスレベルアグリーメント」とは、本サービスに関して AWS が提供する、AWS サイトに掲載されるすべてのサービスレベルアグリーメントであって、AWS により随時更新されるものを意味する。本サービスに関して AWS が提供するサービスレベルアグリーメントは、AWS が随時更新する <https://aws.amazon.com/legal/service-level-agreements/> (および AWS が指定するその後継サイトまたはその関連サイト) に掲載されている。

下記の翻訳は、情報の提供のみを目的として提供されています。本翻訳と英語版の間で齟齬、不一致または矛盾がある場合(特に翻訳版の遅滞による場合)、英語版が優先します。

「サービス条件」とは、<http://aws.amazon.com/serviceterms/>(および AWS が指定するその後継サイトまたはその関連サイト)に掲載されている、AWS が随時更新する特定の本サービスに関する権利および制限を意味する。

「サイト規約」とは、<http://aws.amazon.com/terms/>(および AWS が指定するその後継サイトまたはその関連サイト)に掲載されている、AWS が随時更新する AWS サイトの利用規約を意味する。

「本提案」とは、サービス利用者が AWS に対して提供する、本サービスまたは AWS コンテンツに対するあらゆる改良提案を意味する。

「本契約期間」とは、第 5.1 項に記載する本契約の期間を意味する。

「解除日」とは、一方当事者から他方当事者への通知に記載される、第 5 条に従って定める解除が発効する日付を意味する。

「第三者コンテンツ」とは、AWS サイトにて、または本サービスに関連して、第三者からサービス利用者に提供される本コンテンツを意味する。

「サービス利用者コンテンツ」とは、サービス利用者またはエンドユーザーが、サービス利用者の AWS アカウントに関連して、本サービスによる処理、保存またはホスティングのために AWS に転送する本コンテンツ、およびサービス利用者およびエンドユーザーによる本サービスの利用により、サービス利用者またはエンドユーザーが前記から得たコンピュータの結果を意味する。たとえば、サービス利用者コンテンツには、サービス利用者またはエンドユーザーが、Amazon Simple Storage Service 内に保存している本コンテンツが含まれる。サービス利用者コンテンツには、アカウント情報は含まれない。

[旧バージョン](#)